守ろう!自転車のルール



「とまれ」の場所では必ず一時停止



けがのある交通事故の多くが 交差点で起きています。 「とまれ」がある場所では、 必ず止まり、車や人が来てい ないか交差点の左右をよく確 認しましょう。

自転車は左側通行



自転車は車の仲間です。 道路の左側を走行しましょう。 右側を走るとむかってくる自転 車をよけることがむずかしく、 大きなけがをする交通事故に あう可能性があります。

車道が原則、歩道は例外(歩道は歩行者優先)



【歩道を走行する場合】

歩道の中央から**車道寄りを徐行**(すぐにとまれる速度)で走行しなければならず、歩行者の通行をじゃまするような場合は一時停止しなければなりません。

自転車は、原則として車道を 走行しなければなりません。 歩道を走行できるのは、

- 〇 13歳未満又は70歳以上の場合
- 標識等 により自転車 での走行ができる場合 などに限られています。

※歩道を走行できる自転車とは、「普通自転車」を指します。

守ろう!自転車のルール



自転車は1列で走行



自転車は1列で走行しなければなりません。

横に並んで走行すると他の車両や 歩行者の通行のじゃまになるとと もに、わき見運転による事故や並 進している自転車同士の交通事故 などにつながります。

スマホを見ながら・音楽を聴きながらはダメ!



「スマホを見ながら」、「イヤホンを つけて音楽をききながら」等のなが ら運転は他の車や人の動きに注 意することができないため交通事 故につながる可能性があります。

傘さしでなく雨がつぱを使いましょう



傘さし運転は、片手運転になるため、ハンドル操作やブレーキ操作を正しく行うことができなくなるだけでなく、風にあおられてバランスを崩す、傘が車や歩行者とぶつかるなど危険な行為です。

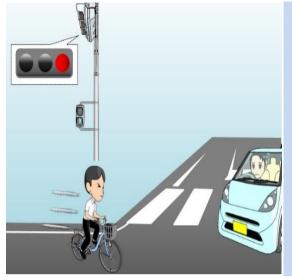
雨が降った時は雨がっぱを使用しましょう。

熊本県警察

守ろう!自転車のルール



信号をよく確認しましょう



従うべき信号機をよく確認しましょ う。

「自転車専用」「歩行者・自転車専用」の信号機がある場合は、その信号機に従いましょう。

それ以外の場合で、車道走行時は車両用信号、歩道走行時は歩 行者用信号に従いましょう。



自転車専用 信号機



歩行者•自転車 専用信号機



暗いときはライトを点けましょう



自転車の無灯火は危険です。 ライトを点けることで

- ○進行方向の状況を確認する
- ○他車両に自身の存在を伝える ことができます。

暗いときには必ずライトを点けま しょう。